

### Ⅲ 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化

#### Ⅰ 各教育委員会が取り組むべき方策

##### (1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援

域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を策定するに当たっては、教育委員会が課している業務（調査・依頼事項含む）の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（KPI）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、フォローアップすることで業務改善のPDCAサイクルを構築させること。

##### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・国通知、本プランの配布等により業務改善を積極的に進めるよう周知
- ・学校行事等の精選や見直しの実施、教育課程の単位数の見直し、校務分掌の見直し、会議の削減、業務の平準化等について要請
- ・学校への調査、依頼事項について県教育委員会内で見直しを要請
- ・県立学校向け学校評価の重点的な項目として位置付けるよう連絡(再掲)

##### 参考値

- ・所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定(市町村教育委員会の実施割合)  
…30.8%(全国値64.9%)
- ・学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施し、業務改善のPDCAサイクルを構築(市町村教育委員会の実施割合)  
…23.1%(全国値44.4%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



##### 【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、学校評価と連動した1校1項目以上の業務改善目標を定め、毎年度の評価を通じた見直しを行うよう指導します。また、同様の内容の実施について市町村教育委員会に引き続き要請します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

## (2) 学校が担っている業務の仕分け・整理

- 現在学校が担っている業務について、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者（教育委員会、家庭、地域住民、業者等）に積極的に移行していくこと。
- 学校が担う業務を①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが負担軽減が可能な業務のいずれであるかを仕分け、本来教育委員会が担うべき業務については責任をもって対応し、それ以外の業務については他の主体に対応を要請すること。

### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・各郡市校長会等において、市町村教育委員会に学校が担っている業務の仕分け・整理を積極的に行うように依頼

#### 参考値

・学校が担っている業務の仕分け・整理の状況(P41参照)

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



### 【今後の取組】

- ✎ 県立学校においては、引き続き、本来学校・教育職員以外が担うべき業務について、中心となるべき担い手へ積極的に移行します。
- ✎ 小学校、中学校、義務教育学校においては、地域との関係の中で精選しにくい業務があるので、市町村教育委員会が積極的に地域が担うべき業務を学校と共に選定して移行させるように要請します。
- ✎ 首長部局や教育委員会事務局、地域等が主体となる休日の行事等は、たとえ児童生徒が参加する行事であっても、教育職員に引率等を依頼しないことを原則とします。もし教育職員に依頼しなければ成立しにくい行事があるとすれば見直しを要請します。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

## 2 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務

### (1) 地域ボランティアとの連絡調整

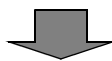
- 各教育委員会は、地域学校協働活動推進員の委嘱等や地域ボランティアの配置により、学校と地域ボランティアとの円滑かつ効果的な連絡調整を推進すること。
- 各教育委員会は、地域連携担当教職員について、学校における地域連携の窓口として校務分掌上位置付け、学校管理規則や標準職務例に規定すること。

#### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・地域学校協働活動推進員の委嘱等や地域ボランティアの配置促進のため、令和3年度は28市町村教育委員会への訪問支援を実施

#### 参考値

- ・地域学校協働本部の整備率…96.8%(全国値69.2%)  
「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(文部科学省)
  - ・地域と連携・協働することが学校の業務負担軽減や業務改善につながるために必要な要素(管理職対象)(再掲)
    - 学校の現状について地域の理解が深化すること …65.7%
    - 多くの地域人材(地域ボランティア)を確保すること …60.8%
    - 地域人材による地域学校協働活動推進員等が配置されること …49.2%
- 「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



#### 【今後の取組】

- ✎ 地域人材による地域学校協働活動推進員等が、地域学校協働活動の企画・運営・連絡調整等を担う体制を構築するよう市町村教育委員会に要請し、適宜必要な支援をします。  
[人権・地域教育課]

### (2) 調査・統計等への回答等

- 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。
- また、各種団体等の調査や出展依頼、配布依頼等については、教育委員会や学校によらない児童生徒への周知方法の検討などの協力を要請すること。
- 民間団体等からの依頼については、真に効果的で必要なものに精選すること。

#### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・県教育委員会による学校への調査・照会についてとりまとめ、依頼数の縮減に取り組むとともに、市町村に向け同様の協力依頼  
・市町村・県立学校に対して、国の周知等に合わせ、プランに沿っての取組推進を依頼

- ・地域・保護者向けリーフレットにて、学校を通じた配布物、各種募集等の配慮について協力依頼

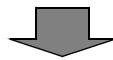
#### 参考値

- ・教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している  
(市町村教育委員会の実施割合) …59.0%(全国値68.4%)  
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)
- ・県教育委員会からの照会・調査は数年前と比べて減ってきたと感じるか(管理職)
 

感じる	1.6%
どちらかと言えば感じる	19.2%
どちらかと言えば感じない	41.4%
感じない	37.8%
- ・現在の照会・調査量についてどの程度か(管理職)
 

多い	46.3%	やや多い	29.8%	普通	23.9%
----	-------	------	-------	----	-------

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



#### 【今後の取組】

- ✎ 県教育委員会による学校への調査・照会について、調査項目の重複排除・ICTの活用による回答方法の工夫等、報告者負担の軽減に向けた見直しを行います。
- ✎ 民間団体等からの各依頼について、学校において基準を定め、真に必要なものを取捨選択します。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

### (3) 部活動に対する方向性

- 教員採用や人事配置等においては、授業力、生徒指導力等を評価し、部活動の指導力や専門性はあくまでその付随的なものとして考えること。
- 一部保護者の部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、高等学校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方を見直すこと。
- 学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化すること。
- 民間団体も含めた地域のクラブ等との連携を積極的に進めること。
- 将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることを検討すること。

#### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・「奈良県部活動の在り方に関する方針」の策定(令和2年4月)
- ・文部科学省事業「部活動指導員配置促進事業」の実施
- ・スポーツ庁委託事業「地域部活動推進事業」の実施
- ・「中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動における実態調査」の実施

### 参考値

- ・「部活動指導員配置促進事業」を活用する市町村…22市町村
- ・「地域部活動推進事業」を活用する部活動数…3市村6部活動
- ・県内中学校の部活動休養日の遵守率(休養日週2日以上割合)…89.7%  
「中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動における実態調査」(令和4年度上期(4月～9月)時点)  
(県教育委員会)
- ・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている(市町村教育委員会の実施割合)…66.7%(全国値71.0%)  
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



### 【今後の取組】

- ✎ 教員採用や人事配置においては、これまでどおり、人間性、教養、生徒指導力、授業力、対応力などを評価し、部活動の指導力や専門性は付随的なものとして考えます。
- ✎ これまでどおり、部活動に著しく偏った評価をしない入学者選抜を維持します。
- ✎ 令和2年4月策定の「奈良県部活動の在り方に関する方針」に示している休養日、活動時間等の遵守により適正化を徹底します。
- ✎ 生徒や部顧問の負担が過度とならないよう、体育及び文化に関する関係団体との連携推進に取り組みます。
- ✎ 中学校における休日の部活動の地域移行を推進します。  
将来的に中学校における部活動を学校単位から地域単位の取組に移行していくために、まずは休日の部活動の地域移行について推進します。  
[学ぶ力はぐくみ課・特別支援教育推進室・健康・安全教育]

### (4) 給食時の対応

- 学級担任と栄養教諭の連携により、学級担任の負担を軽減すること。
- ランチルームで複数学年が一斉に給食をとったり、教師の補助として地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、給食指導における教師の負担を軽減するための運営上の工夫を図ること。
- 学校給食の食物アレルギー対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わないこと。

### 【これまでの取組・現状】

- ➔ ・「学校におけるアレルギー疾患対応指針」の改定(令和2年11月改定)
- ・「奈良県学校給食の手引き書」の作成ワーキングの実施

### 参考値

- ・「学校における食物アレルギー対応マニュアル」作成率…小67%, 中63%

「学校給食における食物アレルギー対応に関する実施状況について」(令和3年2月時点)  
(県教育委員会)

- ・給食時は、栄養教諭と連携するほか、地域人材の協力を得ている  
(市町村教育委員会の実施割合) …17.9%(全国値20.7%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



#### 【今後の取組】

- ✎ 「奈良県学校給食ハンドブック」の活用を通して、栄養教諭・学校栄養職員と学級担任のスムーズな連携による効果的・効率的な食育指導及び給食指導が展開されるよう市町村教育委員会に要請し、適宜必要な支援をします。
- ✎ 教師の負担を軽減する給食指導の工夫や人材活用並びに施設設備の充実・改善を市町村教育委員会に要請します。
- ✎ 食物アレルギー対応については、市町村教育委員会に対して、事故防止を最優先とした上で、各市町村ごとに、施設設備、人員等の諸条件を踏まえ、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の作成を推進します。

[健康・安全教育課]

#### (5) 学校行事等の準備・運営

- 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めること。
- 地域行事と学校行事の合同開催、効果的・効率的な実施を進め、地域の記念行事としての要素が大きい行事等は学校から切り離して地域行事へ移行すること。
- 学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に授業時数に含めること。

#### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校行事等の実施状況の調査、各校へ協力依頼。  
・文科省通知の周知により、市町村教育委員会に学校行事の精選等を図るよう要請

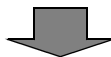
#### 参考値

- ・学校行事等の精選や見直し、準備の簡素化等を進めた県立学校の割合  
…100%

「令和3年5月県教育委員会調べ」

- ・学校行事等の精選等を行っている市町村の割合  
…64.1%(全国値81.5%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



### 【今後の取組】

- ✎ 市町村教育委員会において、地域行事との合同開催や移行が可能な学校行事を洗い出し、積極的に推進するよう要請します。
- ✎ 可能な行事について各教科と関連する内容を盛り込み、授業時数に含めます。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

### (6) 「チームとしての学校」(事務職員や支援スタッフの参画)

事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)、その他の支援スタッフについて、人員が確保できるよう必要な支援を行うように努めること。

### 【これまでの取組・現状】

- ➔ ・スクールカウンセラーの配置校数の増加  
・学習指導員等の外部人材の確保のための支援

#### 参考値

- ・県立学校に教員業務支援員を配置…8校  
(令和4年12月県教育委員会調べ)
- ・県費スクールカウンセラーの配置校数の増加…156校  
(令和4年4月県教育委員会調べ)
- ・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画  
(市町村教育委員会の実施割合) …66.7%(全国値71.0%)
- ・教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとした支援スタッフの参画を推進  
(市町村教育委員会の実施割合) …56.4% (全国値81.4%)  
[令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査](文部科学省)



### 【今後の取組】

- ✎ 専門的な支援により、児童生徒にある課題の早期解決が期待されます。そのためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めてきましたが、今後も、さらに配置校数や時間数の拡充に努めます。
- ✎ その他の支援スタッフ(特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)、理科支援員など)についても拡充を目指し、市町村教育委員会にも拡充を要請します。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室、教職員課、教育研究所]

(7) 教育委員会の支援体制（専門家の活用、福祉部・警察等との連携）

- 保護者や地域、関係機関との間で法的な整理を踏まえた役割分担・連携を図ることが重要であり、学校がトラブル等の課題に直面した際には、教育委員会が積極的に学校を支援するとともに、弁護士等の専門家から法的なアドバイスを受けられるようにすること。
- 福祉部局や警察等関係機関との連携を促進するために、教育委員会が主導して連携・協力体制を構築すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・教育委員会による積極的な支援の実施  
指導主事・生徒指導支援アドバイザーの派遣 440回(令和4年12月末時点)  
知事部局の法律相談活用
- ・福祉部局との連携会議等の開催参加  
奈良県「警察・教育委員会等」連絡会議(令和4年5月23日)  
奈良県子どもを虐待から守る審議会(令和4年11月17日)  
「奈良県要保護児童対策地域協議会」代表者会議(令和4年12月27日)
- ・学校と関係機関との連携  
子どもの安全に関する会議(警察) 令和4年5月26日  
学警連絡会(警察) 令和4年11月1日  
奈良県高等学校等生徒指導研究協議会  
ブロック別子ども家庭相談センターとの連絡会 令和4年9月27日  
中学校生徒指導部会への警察及び子ども家庭相談センターの参加 原則毎回



【今後の取組】

- ✎ 学校で生じたトラブル等に対して、首長部局の法律相談を積極的に活用することにより、学校、教育委員会事務局及び専門家の三者が初期段階から一体となって取り組むことができる体制を継続します。
- ✎ 平成29年3月に「学校・警察連携制度」と改称し、それまでの学校と警察との連携をより強化しています。児童生徒の補導時の対応等については、第一義的には保護者が担うべきであることを保護者や地域に周知するとともに、警察とも連携して進めます。  
児童虐待の対応に当たっては、福祉部局との連携が重要であることから、福祉部局が主催する会議に積極的に参加し、連携をより深めます。  
各校生徒指導担当者にも、警察や市町村の福祉部局、子ども家庭相談センターと顔の見える関係を構築するよう指導していきます。

[教育研究所]



## (8) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）の整備により家庭や地域と教育目標を共有し、その実現に向け連携・協働しながら学校運営を行うこと。
- 学校施設の地域開放に当たっては、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進すること。

### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校運営協議会の設置拡充に向け、令和3年度は41カ所の市町村教育委員会及び学校等へ訪問・研修及びCSアドバイザーを派遣

#### 参考値

- ・コミュニティ・スクールの導入率…37.5%（全国値42.9%）

「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（文部科学省）



### 【今後の取組】

- ✎ 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築を図るため、小・中・義務教育学校における学校運営協議会の設置率を全国平均以上にすることを目指します。なお、学校運営協議会の導入においては、市町村教育委員会を通じて必要な支援をします。
- ✎ 学校が地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）やPTA等と連携体制を構築する際、市町村教育委員会がその伴走・支援を行うよう要請します。  
[人権・地域教育課]

## (9) ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化

奈良県域統合型校務支援システムの導入等のICT環境整備により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務、進路指導関係業務などの電子化による効率化を図ること。

### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・令和2年度から各市町村の代表が参加するGIGAスクール構想推進協議会において議論の上、カスタマイズの実施
- ・様々な機会を通じて、小・中学校、市立高等学校への導入促進について説明
- ・令和5年度中に、県内全域で統合型校務支援システム稼働予定

#### 参考値

- ・学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用）して、事務作業を負担軽減（市町村教育委員会の実施割合）  
…79.5%（全国値83.4%）



【今後の取組】

- ✎ 令和5年度末には奈良県内のすべての公立小中学校で奈良県域統合型校務支援システムを導入する予定です。これにより迅速な教育情報の共有やペーパーレス化、異動の際の校務負担軽減等が更に進むと考えます。
- ✎ 現在別々に稼働している小中学校と県立高等学校の校務支援システムに関して、データ連携できるように接続工事等を行いました。令和5年度入試から調査書を電子化し指導要録、健康診断票等をオンラインで転送できるようにする他、令和6年度入試から願書を電子化する予定です。  
[教育研究所]
- ✎ デジタル教材の共有化による教材研究の負担軽減を図ります。
- ✎ 採点業務におけるデジタル採点システムの活用を図ります。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(10) 教職員の研修制度の改善

- 夏休み等の研修の整理・精選を行うこと。
- 事務手続き等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図ること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修(オンデマンド研修)として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施
- ・令和3年度から、研修の申込み等にICTを活用し、事務負担軽減を促進

**参考値**

- ・遠隔研修のメリットが大きいと感じている教職員の割合(再掲)
  - 管理職 感じる:33.7% 感じない:9.8% 内容等による:56.5%
  - 教職員 感じる:39.7% 感じない:10.9% 内容等による:49.4%
- ・Google Workspace for EducationのClassroomもしくはFormsのいずれかを業務で活用している教職員の割合
  - 管理職 活用している:93.9%
  - 教職員 活用している:87.2%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 法制度の改定等を踏まえ、教職員の主体的・個別最適な学びを支援できるよう、

教育研究所で実施する研修講座の実施日や実施方法を見直します

- ✎ 研修の申し込み等にはGoogle Workspace for Educationを活用し、事務処理の効率化・軽減を図ります。

[教育研究所]

## (II) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、必要性について精査・精選するとともに、書類や発表の簡素化など、教師の負担面に配慮すること。

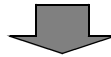
### 【これまでの取組・現状】

- ➔ ・調査研究事業の精選、事業報告、発表原稿等の作成、発表の簡素化
- ・国調査の精選、県調査について必要性を再検討し実施を判断

#### 参考値

- ・研究事業の簡素化を図った県立学校の割合…100%

(令和3年5月県教育委員会調べ)



### 【今後の取組】

- ✎ 各種調査研究について精選するとともに、学校が独自に実施する研究事業については、書類や発表を簡素化するよう支援します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

### 3 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）

- 教職員一人一人が自らの業務を、適正化の観点から見直すこと。
- 管理職は教職員間で業務の在り方や見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化ができるような雰囲気づくりに取り組むこと。
- 管理職が学校の重点目標や経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。
- 校長は自らの権限と責任で、伝統だからとして続けているが必ずしも適切とはいえない業務、本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大幅に削減すること（例えば、夏休みのプール指導、早朝等所定の勤務時間外の部活指導、内発的な意欲のない研究指定校、運動会の過剰な準備、休日の地域行事への参加の引率等）。

#### 【これまでの取組・現状】

- ➔ ・各学校において、学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進するための話し合いの場が設定されるよう、市町村教育委員会や学校に対して、働きかけを実施。

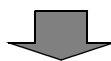
#### 参考値

- ・学校内の課題の共有や働き方改革等に関する話し合いの場が設定されていると回答した校長の割合  
84.2%(小学校) 86.6%(中学校) 83.3%(県立学校)
- ・伝統だからとして続けているが、必ずしも適切と言えない業務、本来は地域社会が担うべき業務の削減を行ったと回答した校長の割合  
24.0%(小学校) 13.7%(中学校) 10.0%(高等学校) 0%(特別支援学校)

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

- ・学校行事等の精選等を行っている市町村の割合(再掲)  
…64.1%(全国値81.5%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



#### 【今後の取組】

- ✎ 全ての学校で、学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進するための話し合いの場が設定されるよう、働き方改革研修会における県内学校での好事例の紹介や市町村教育委員会や学校に対して働きかけを行います。

[教職員課]

- ✎ 各項目について、県立学校や市町村教育委員会において取組を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。

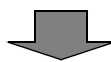
[各課]

#### 4 学校が作成する計画等の見直し

- 学校単位で作成する計画については、業務の適正化の観点から、計画の統合も含め、計画内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進すること。
- 各教科の指導計画や、個別の指導計画・教育支援計画等は、計画の内容の見直しや学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化すること。
- 教育委員会は、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、整理・合理化をしていくこと。
- 教育委員会が計画のひな形を提示する際には過度に複雑なものとししないこと。
- 教育委員会が各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とすること。

##### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・学校が作成する計画等の見直しについて各校へ協力を依頼
- ・県調査について、必要性を再検討し実施の判断



##### 【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、各計画等の合理化・共有化等について推進します。
- ✎ 各項目について、市町村教育委員会においても取組を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

## 5 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するので、そのような教育課程の編成・実施は行わないように指導すること。
- 災害や流行性疾患の学級閉鎖などにより当該授業数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないと指導すること。

### 【これまでの取組・現状】

- ➡ ・教育課程の見直し(県立学校)



### 【今後の取組】

- ✎ 県立学校において、次年度の教育課程の編成を行う際、学校の教育目標に照らし、適切な単位数であるか点検を行います。
- ✎ 市町村教育委員会においても働き方改革に配慮した教育課程の編成を進めるように要請し、適宜必要な支援をします。
- ✎ 小学校高学年における教科担任制の推進に向けた各市町村教育委員会の取組を支援していきます。  
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]